

「災害時における動物救護活動に関する協定」 について

市では、災害時における動物救護活動について、必要な支援をおこなうため、公益社団法人埼玉県獣医師会南支部と「災害時における動物救護活動に関する協定」を結びました。

1 協定締結の相手方

公益社団法人 埼玉県獣医師会南支部
支部長 田中 裕たなかひろし

2 調印式

平成30年10月15日（月） 午後1時30分

3 内容

地震、台風等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、志木市地域防災計画に基づき、動物救護活動を実施し、被災動物等に対し必要な支援を行うもの。

【動物救護活動】

協定書では 11 項目の条項を記載

- ・ 負傷動物への応急手当等医療支援及び死亡確認
- ・ 飼い主に対する支援、指導
- ・ 被災動物に対する総合窓口設置協力
- ・ 医療品・ペットフード等の活動に必要な物資の確保 など



左から香川市長、田中支部長

記者発表資料

平成30年10月17日

志木市市民生活部環境推進課

環境推進グループ

担当者／課長 小日向 啓和

電話番号／048-473-1111

内線2310

志木市